

2025年4月吉日

納入業者各位

中部大学
研究支援課
購買課検収センター

競争的研究費等の不正使用(預け金等)の防止について(依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろは本学の教育・研究に対して格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本学では、文部科学省からの通知(「研究費の不正な使用への対応について」)に基づき、平成19年度より管財部に「検収センター」を設置するなど競争的研究費等の管理体制強化に努めておりますが、平成19年7月10日に行われた文部科学省主催の『科学研究費補助金等に係る機関管理に関する研修会』において、研究機関内部の体制整備とともに、預け金^{*}などの不正行為の防止を図るため、機関外部に対しても周知を徹底するよう指導がありました。

会計検査院による検査では、業者保管の原伝票(出荷伝票、納品書(控))と大学保管の納品書等の日付の乖離が指摘され、補助対象期間(当該年度)外の納品として、補助金の返還命令が出された例が多数あります。

こういった不正使用が判明した場合、補助金の返還や研究者への措置はもとより、「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」第8条の定めにより、取引業者に対しても「一定期間の取引停止」又は「以降の取引禁止」の処置をとることになりますので、競争的研究費等の適正な管理にご協力たまわりますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

※**預け金**: 納品検査後に業者に物品を持ち帰らせる等の「架空取引」により所属機関に代金を支払わせ、業者に当該資金を管理させて別の用途や他の物品の購入に充てること